

別表（第4条関係）

区 分		許 可 の 基 準
建築物等の新築	仮設の場合	<p>1 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>2 当該建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
	地下に設ける場合	当該建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	その他の場合	<p>1 建築物にあつては、次に掲げる事項に該当すること。ただし、(1)、(2)又は(3)については、当該建築物の存する敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 当該建築物の高さが、13メートル以下であること。</p> <p>(2) 当該建築物の建ぺい率が、10分の4以下であること。</p> <p>(3) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては3メートル以上、その他の部分にあつては1メートル以上であること。</p> <p>(4) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(5) 敷地が造成された宅地又は埋立てもしくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。</p> <p>2 工作物にあつては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
建築物等の増築	仮設の場合	<p>1 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>2 増築後の建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
	地下に設ける場合	増築後の当該建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	その他の場合	<p>1 建築物にあつては、次に掲げる事項に該当すること。ただし、(1)、(2)又は(3)については、当該建築物の存する敷地について風致の維持に有</p>

		<p>効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 増築後の建築物の高さが、13メートル以下であること。</p> <p>(2) 増築後の建築物の建ぺい率が、10分の4以下であること。</p> <p>(3) 増築後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては3メートル以上、その他の部分にあつては1メートル以上であること。</p> <p>(4) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>2 工作物にあつては、増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
建築物等の改築		<p>1 建築物にあつては、次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1) 改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。</p> <p>(2) 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>2 工作物にあつては、改築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
建築物等の移転		<p>1 建築物にあつては、次に掲げる事項に該当すること。ただし、(1)については、当該建築物の存する敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては3メートル以上、その他の部分にあつては1メートル以上であること。</p> <p>(2) 移転後の建築物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>2 工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
建築物等の色彩の変更		<p>変更後の色彩が、変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
宅地の造成等		<p>次に掲げる事項に該当すること。ただし、(1)又は</p>

	<p>(3)のアについては、宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、当該宅地の造成等に係る土地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積として市長が定めるところにより算定した面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が10分の2以上であること。</p> <p>(2) 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(3) 宅地の造成等に係る土地の区域の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては、(1)及び(2)のほか、次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>ア 高さが5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないこと。</p> <p>イ 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、風致の維持上特に必要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採を伴わないこと。</p> <p>(4) 宅地の造成等に係る土地の区域の面積が1ヘクタール以下で、(3)のアに規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、(1)及び(2)のほか、適切な植栽を行うものであること等により、当該切土又は盛土により生ずる法が、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
<p>水面の埋立て又は干拓</p>	<p>次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1) 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。</p> <p>(2) 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>木竹の伐採</p>	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。</p> <p>(1) 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採</p> <p>(2) 森林の択伐</p> <p>(3) 伐採後の成林が確実に認められる森林の皆伐（宅地の造成等の項の(3)のイの森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの</p> <p>(4) 森林である土地の区域外における木竹の伐</p>

	採
土石の類の採取	採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。